

当署管内における主な労働災害事例（平成23年）

日立労働基準監督署

	発生日等	発生状況（原因含む）	対策
1	2月1日（火） プラスチック 製品製造業 20歳代・男 休業6か月	材料の供給ポンプを駆動させる歯車の付属部品が破断したため、当該設備の運転を停止して部品交換をしていたところ、班のリーダーが交換作業を行っていることを知らずに起動スイッチを押したため右手を巻き込まれ、中指、環指を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> ・点検中に不用意に労働者が停止中の設備を起動させないよう、起動スイッチに表示板を取り付ける等の措置を講じること。（安衛則第107条第2項） ・設備の修理等の非常作業の作業手順を定めるとともに、職長（リーダー）への事前報告、打合せをさせ、必要に応じ直接立会いの下に作業を行わせるようにすること。
2	2月7日（月） 金属製品製造業 60歳代・男 休業20日	鋼製枠（ドラムの外輪でリング状）を、天井クレーン（定格荷重2.8t）のフックに、クランプ1個を用いて挟みつり上げたところ、クランプから外輪が外れ被災者の足に落下し骨折した。	<ul style="list-style-type: none"> ・つりクランプにより玉掛されたつり荷の下には、労働者を立ち入らせないこと。（クレーン則第29条） ・つり荷の形状に適した玉掛用具を用いること。（クレーン則第219条の2第2項）
3	2月21日（月） その他の土木 工事業 20歳代・男 休業3か月	電柱建替工事において、ドラグショベルを用いて、電柱周りの土を埋め戻す作業中に、当該建設機械を後退させたところ、後方にいた被災者を轢いて、右足を骨折させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械を用いて作業を行うとき、作業範囲内に労働者を立ち入らせないこと。 ・やむを得ず労働者を立入らせる時は、誘導者を配置し、その合図の下に作業を行わせること。（安衛則第158条）
4	3月11日（金） 道路貨物運送業 運転手 男・30歳代 死亡	トラックによる荷の配送業務のため、福島県いわき市内を走行中、東北地方太平洋沖地震による大津波に流された。その後3月26日、同市平薄磯において、ガレキの下から遺体が発見された。	
5	3月11日（金） 水産食料品製造業 その他の職種 男・60歳代 死亡	福島県いわき市で、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、津波が懸念されたため、漁港から自家用車で非難する途中、家屋の火災発生による渋滞で立ち往生してしまい、津波にのまれた。	
6	5月10日（火） 自動車・同付属 品製造業 40歳代・男 休業2か月	フライス盤で自動車部品の寸法調整作業中に、使用していた皮手袋がフライス盤の刃物に巻き込まれ、左手示指及び中指を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> ・フライス盤、ボール盤等の回転する刃物に、作業者の手が巻き込まれるおそれがあるときは、手袋を着用させないこと。（安衛則第111条） ・手袋着用を禁止する旨を掲示すること。

7	6月21日(火) その他の建設業 20歳代・男 休業1か月	工場建屋解体工事現場において、スレート屋根の撤去作業を行うため、屋根(高さ4m)に上り、妻側に設置したスタンションから親綱を張る作業を行った際、歩み板以外の場所に足を乗せたため、スレート屋根を踏み抜いてコンクリート床上に墜落し、頸椎を捻挫した。ヘルメット不着用。	・スレート屋根上で作業を行うとき、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の墜落防止措置を講じること。 (安衛則第524条)
8	8月3日(水) 建築工事業 50歳代・男 休業3か月	一般住宅の震災による屋根の復旧工事を行うため、2階屋根に野地板を張っている作業中、足を踏み外し、屋根の端から約6m下の路上に墜落し頭部及び左足等骨折した。ヘルメットは着用していた。	軒高2m以上の屋根(「作業床」に該当)での作業を行うときは、屋根の周囲に足場、囲いを設置する等の墜落防止措置を講じること。(安衛則第519条)
9	10月21日(金) その他の建設業 70歳代・男 休業1週間	ガソリンスタンド跡地において、地下タンクの配管(直径7cm)を携帯用グラインダで切断していたところ、突然、高さ1m程度の火柱が配管から吹き出して、顔や両腕等に火傷を負った。	引火性の液体、蒸気・可燃性ガス等が内部に存在するおそれのある配管・容器は、あらかじめこれらを除去する等爆発火災防止措置を講じてから、溶接溶断等の作業を行うこと。(安衛則第285条)
10	10月25日(火) その他の建設業 50歳代・男 休業2週間	震災家屋解体現場のガレキを、2トンダンプトラックを運転してガレキ処理場に運搬し、馬の背状の場所に停車させ、サイドブレーキを引いて、エンジンをかけたままシートを外していたところ、車が動き出した。開いていたドアにしがみついて止めようとしたが、車とともに斜面を約8m下まで転落、ドアに体を激突されて腰部、右足を負傷した。	車両の運転者が運転席から離れるときは、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけるとともに、傾斜地ではストッパー(歯止め)を施すこと(安衛則151条の11)
11	11月24日(水) 機械器具設置工事業 60歳代・男 死亡	下水処理ポンプ場電気設備災害復旧工事において、配電盤の撤去作業終了後、床の開口部(950mm×1510mm)を塞いでいたパレットを搬出しようとして、同僚と共に手で持ち上げ移動しようとしたとき、開口部から3.74m下の地下ピットに墜落し、さらに下の汚水貯蔵槽に落ちて死亡した。	高さ2m以上の開口部等には、墜落防止のため囲い等を設けること。囲い等の設置が著しく困難な時又は作業の必要上臨時に取り外すときは、防網を張り、安全帯を使用する等の墜落防止措置を講じること。(安衛則519条)
12	12月8日(木) 金属製品製造業 30歳代・男 休業2か月	普通旋盤で、加工物(丸鋼棒(直径14mm、長さ408mm)に鏢状リング取付け)の接合部を平やすりを用いて面取り中、作業着の袖を丸鋼棒に巻き込まれ、右前腕部を開放骨折した。	旋盤加工作業では、回転中のチャックや加工物による巻き込まれ防止のため、平やすりやサンドペーパーを用いての研磨やウェスを用いての払拭を絶対に行わないこと。

平成23年 重大災害の発生状況

※重大災害とは、1度に3名以上が負傷又は職業性疾病に罹患する災害。

	発生日等	発生状況	対策
1	2月12日(土) 社会福祉施設 男女4名 休業1週間	介護老人保健施設内の入所者に、ノロウィルスによる嘔吐の症状があり、介護を行っていた労働者4名と他の入所者9名が感染した。	「高齢者介護施設における完成対策マニュアル(平成17年3月)」に基づき、労働者に感染症の特徴を理解させ、感染予防に際する知識を習得し、業務において実践できるよう、教育を徹底すること。
2	6月22日(水) 医療保健業 女性5名 1名休業2週間 4名は不休(頸椎捻挫等)	看護師等である5人が、訪問先での業務を終え、タクシーに乗車して職場に戻ろうとしたところ、発車直後の交差点において、タクシー乗務員が赤信号を見落として進入したため、左側から進入してきた自家用車と衝突した。	